

佐那河内村くらし応援商品券発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を鑑み、消費喚起を促し、地域経済の活性化を図ることで、村民生活や事業活動を支援することを目的として、経営に多大な影響を受けている村内店舗・事業者で使用できる佐那河内村くらし応援商品券(以下「商品券」という。)の発行、交付等の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)商品券 前条の目的を達成するために、村が発行する使用期限付の券をいう。
- (2)取扱事業者 村内において特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として、村に登録した者をいう。
- (3)特定取引 商品サービスの提供であって、商品券が対価の支払の手段として使用されるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く
 - ア 不動産及び金融商品
 - イ たばこ
 - ウ ギフト券、ビール券、プリペイドカード等の金券
 - エ 切手、官製はがき及び印紙
 - オ 国税、地方税、使用料その他公租公課
 - カ その他村長が特定取引の対象とすべきでないと認めたもの
- (4)換金 取扱事業者が特定取引を行ったことにより受け取った商品券の券面に表示する金額に相当する金額を現金に換える行為をいう。

(交付対象者)

第3条 商品券を交付する者(以下「交付対象者」という。)は、令和5年9月30日の時点において、村の住民基本台帳に記録されている者とする。

(商品券の発行)

第4条 商品券の発行枚数は、予算の範囲内で村長が決定する。

- 2 商品券の1枚当たりの額面は500円とし、10枚セットを1組として発行する。
- 3 商品券のデザインは、村長が別に定める。

(商品券の使用範囲等)

第5条 商品券は、取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、令和5年11月15日から令和6年1月31日までの間とする。
- 3 取扱事業者は、商品券の使用において、額面以下の特定取引をした場合のつり銭は支払わないものとする。

- 4 商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 5 商品券は、交付された本人又はその代理人に限り使用することができる。

(商品券の交付)

第6条 村長は、交付対象者の属する世帯の世帯主に商品券を送付する。

- 2 商品券の価格は、1組当たり5,000円とする。
- 3 商品券の交付組数は、1人当たり1組とする。
- 4 第1項の規定により送付した商品券が、令和5年10月1日以降に死亡、転出等の個別の事情により、住民基本台帳に記録されている住所には居住実態がなく、交付対象者への交付が不可能と判断した場合は、交付対象者が受領を辞退したとみなす。

(取扱事業者の登録資格等)

第7条 取扱事業者として登録できる者は、村内に事業所を有する者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは登録資格を有しない。

- (1) 佐那河内村町暴力団排除条例（平成24年佐那河内村条例第10号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第3号に掲げる暴力団員等。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項で定める性風俗関連特殊営業を行う者
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わる者
- (4) 公序良俗に反する営業を行う者
- (5) その他村長が不相当と認める営業を行う者

(取扱事業者の登録申請)

第8条 登録事業者への登録をしようとする者は、佐那河内村くらし応援商品券取扱事業者登録申請書（第1号様式）を村長に申請しなければならない。

(取扱事業者の登録)

第9条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録を認める場合は、佐那河内村くらし応援商品券取扱事業者登録証（第2号様式）を交付する。

(取扱事業者の責務)

第10条 取扱事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において商品券の受け取りを拒まないこと。
- (2) 特定取引において受け取った商品券の裏面に事業者名を記入又は押印すること
- (3) 他の事業者名の記入又は押印がある商品券の受け取りを拒否すること。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに村に報告すること。
- (5) 商品券が著しく破損又は汚損しているときは、特定取引を行わないこと。
- (6) 取扱事業者自身での購入を偽る換金行為を行わないこと。
- (7) 村が本事業に関する調査を行うときは、協力をすること。

(8) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

(9) その他この要綱の規定に反すると認められる行為をしないこと。

(取扱事業者の登録取消し)

第11条 村長は、取扱事業者において、第8条の規定による申請内容に虚偽があると認めた場合又は前条各号に定める事項に反する行為をした場合は、当該取扱事業者の登録を取り消す。

(商品券の換金請求)

第12条 取扱事業者は、第5条第2項に規定する使用期間内の特定取引において受け取った商品券を換金しようとするときは、佐那河内村くらし応援商品券換金請求書(第3号様式)に当該商品券を添えて村長に請求するものとする。

2 前項の請求は、村が別に定める日に行うものとする。

3 第1項の請求は、令和5年11月15日から令和6年2月15日までの期間に行わなければならない。ただし、村長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(商品券の換金額の支払)

第13条 村長は、前条第1項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、請求額を支払う。支払方法は、取扱事業者の預金口座への振り込みとする。

(換金額の返還等)

第14条 村長は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に支払った換金額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 取扱事業者がこの要綱の規定に違反する行為を行ったとき。

(2) 取扱事業者が虚偽又は不正の請求により、換金額の支払を受けたとき。

(商品券の返品・払戻し)

第15条 村長は、商品券の返品・払戻しは行わない。

(商品券の保管)

第16条 交付対象者、取扱事業者は、自己の責任において商品券(使用済商品券を含む。以下同じ。)を保管するものとする。

2 取扱事業者が商品券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、取扱事業者がその責を負うものとし、村は一切その責を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

令和 年 月 日

佐那河内村長 殿

申請者 事業者名
事業所住所
代表者名
電話番号

印

佐那河内村くらし応援商品券取扱事業者登録申請書

佐那河内村くらし応援商品券発行事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり登録を申請します。なお、くらし応援商品券の取扱いに関する事項については、佐那河内村くらし応援商品券発行事業実施要綱を遵守いたします。

事業者名 _____

代表者名 _____

事業所所在地 佐那河内村 字 _____

主な取扱品目 _____

業種区分 小売 飲食 理美容 サービス 建設 製造

その他（ _____ ）

佐那河内村くらし応援商品券取扱事業者 登録証

登録番号	
事業者名（店舗等の名称）	
事業所住所	佐那河内村 字

上記の者は、令和5年度佐那河内村において実施する佐那河内村くらし応援商品券取扱事業者であることを証明する。

令和 年 月 日

佐那河内村長 岩城 福治

<取扱事業者の遵守事項>

- (1) 特定取引において商品券の受け取りを拒まないこと。
- (2) 特定取引において受け取った商品券の裏面に事業者名を記入又は押印すること。
- (3) 他の事業者名の記入又は押印がある商品券の受け取りを拒否すること。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに村に報告すること。
- (5) 商品券が著しく破損又は汚損しているときは、特定取引を行わないこと。
- (6) 取扱事業者自身での購入を偽る換金行為を行わないこと。
- (7) 村が本事業に関する調査を行うときは、協力をすること。
- (8) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (9) その他佐那河内村くらし応援商品券発行业務実施要綱の規定に反すると認められる行為をしないこと。

令和 年 月 日

佐那河内村長 殿

請求者 登録番号
事業者名
事業所住所
代表者名
電話番号

印

佐那河内村くらし応援商品券換金請求書

佐那河内村くらし応援商品券発行事業実施要綱第12条の規定により、次のとおり換金を請求します。

1 請求額 円 (500円券× 枚)

2 振込先口座（ゆうちょ銀行以外）

金融機関名	本・支店名	預金種別
銀行	本・支店	1 普通
信用金庫	本・支所	
農協	出張所	2 当座
口座番号（右詰）	口座名義人	
	(カタカナ)	

(ゆうちょ銀行)

店番	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に記入して下さい。)	通帳番号 (右詰めで記入して下さい。)
	1 0 ※ —	

【添付書類】 ※必ず添付してください。

- ・佐那河内村くらし応援商品券
- ・佐那河内村くらし応援商品券取扱事業者登録証（第2号様式）の写し
- ・振込先の通帳の写し